

UBC情報



発行： 2026年8月3日

No. 314

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

弊社では、誠に勝手ながら下記日程を夏季休業とさせていただきます。

【夏季休業期間】

2026年8月14日（金）～8月16日（日）

トピックス

令和8年以降の「住宅ローン減税」



令和8年度税制改正により、住宅ローン減税は適用期限を令和12年まで延長し、既存住宅（中古住宅）に対する減税措置の拡充等が行われました。

◆省エネ性能の高い既存住宅に対する拡充

住宅ローン減税は、個人が住宅ローンを利用してマイホームの新築・取得又は増改築等をした場合、一定の要件を満たせば年末のローン残高の0.7%を最大13年間、所得税額から控除できる制度です（控除しきれない場合は一定の範囲内で住民税から控除）。控除の対象となるローン残高の限度額（借入限度額）などは、①認定住宅（長期優良住宅・低炭素住宅）、②ZEH水準省エネ住宅、③省エネ基準適合住宅、④その他の住宅（省エネ基準を満たさない住宅）に応じて設けられています。

令和8年度改正では、既存住宅のうち①・②・③について控除期間を13年に拡充し、子育て世帯・若者夫婦世帯に対する借入限度額の上乗せ措置の対象とするとともに、①・②の借入限度額を3500万円（子育て世帯等は4500万円）に上げました。

また、床面積要件（50㎡以上）を40㎡以上に緩和する措置が既存住宅にも適用されます。

◆令和10年から適用対象外となる新築住宅は

省エネ基準適合住宅については、新築住宅の省エネ基準が上げられることで令和12年度以降、新築等が認められなくなる予定であり、令和10年以降に建築確認を受けた新築住宅は住宅ローン減税の適用対象外となります。

また、土砂災害等の災害レッドゾーンにおける新築住宅（建替えを除く）については令和10年以降に入居する場合、適用対象外となります。

住宅借入金等特別控除の借入限度額、控除期間、最大控除額

令和8年中に居住の用に供した場合の住宅借入金等特別控除の借入限度額、控除期間、最大控除額をまとめると、住宅の区分に応じ、次の表のとおりとなります。

（「マイホームを持ったとき」参照）（国税庁HP）

住宅の区分		借入限度額(特例対象個人)	控除期間	最大控除額(特例対象個人)
新築・買取再販	認定住宅	4,500万円(5,000万円)	13年	31.5万円(35万円)
	ZEH水準省エネ住宅	3,500万円(4,500万円)		24.5万円(31.5万円)
	省エネ基準適合住宅	2,000万円(3,000万円)		14万円(21万円)
	その他の住宅	2,000万円	10年	14万円
中古住宅	認定住宅	3,500万円(4,500万円)	13年	24.5万円(31.5万円)
	ZEH水準省エネ住宅			
	省エネ基準適合住宅	2,000万円(3,000万円)		14万円(21万円)
	その他の住宅	2,000万円	10年	14万円
増改築等				

改正民法等による遺言制度の見直し

遺言制度を見直した民法等の改正が成立し、遺言のデータを法務局が保管する「保管証書遺言」の創設などが行われます。

◆現行の自筆証書遺言と公正証書遺言

現行の主な遺言の方式には、自筆証書遺言と公正証書遺言があります。自筆証書遺言は、本人が遺言の全文を手書きで作成する方式で、遺言者の相続開始後に自宅などで保管されていた自筆証書遺言を開封する際は家庭裁判所での検認が必要です（法務局で保管する制度を利用している場合は検認不要）。

また、公正証書遺言は、公証役場等で遺言の内容を公証人に伝えて作成する方式で、公証役場で保管されます（検認不要）。昨年10月から公正証書の作成手続きがデジタル化され、メールでの嘱託やウェブ会議による公正証書の作成等が可能になりました。

◆保管証書遺言の創設や遺言の押印要件廃止等

改正により上記に加え、パソコン等で作成した遺言のデータ（プリントアウトしたものも可）を法務局が保管する「保管証書遺言」が創設されます。

保管証書遺言は遺言が記録されたデータ等の保管を法務局に申請し、本人確認や意思確認のため法務局の担当官の前（対面又はウェブ会議）で遺言全文の口述などを行うことで保管される方式です。

その他の主な改正には、*遺言における遺言者等の押印要件の廃止、*生命の危機が迫っている場合の危急時遺言等について、遺言状況を録音・録画する方式の追加などがあります。

なお、押印要件の廃止などは公布（本年6月24日）から1年以内の施行ですが、保管証書遺言の創設は公布から3年以内の施行となります。

取適法で追加された禁止行為の注意点

本年1月に下請法が改正され「中小受託取引適正化法（取適法）」に変わりましたが、公取委及び中企庁が行った特定業種・業界の取適法違反被疑行為に対する集中調査（今回は広告業）では新たに追加された禁止行為の違反も把握されました。

取適法により手形払いが禁止行為になったことで、支払手段を電子記録債権などにした場合でも、支払期日（受領日から60日以内）までに代金相当の金銭を得ることが困難なものは認められません（満期日が支払期日以前であれば認められます）。

また、代金を銀行口座に振り込む際の振込手数料を中小受託事業者に負担させることが禁止となりましたが、合意がある場合でも認められません。

生活道路における自動車の法定速度引下げ

本年9月から道路交通法施行令の改正により、「生活道路」における自動車の法定速度が30 km/h（現行60 km/h）に引下げられます。

法定速度が30 km/hとなる生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線や中央分離帯などが無い道路が該当します。

ただし、道路標識等により最高速度が指定されている道路は、その速度が法定速度よりも優先されるため、例えば40 km/hに指定されている生活道路は改正後も40 km/hが最高速度となります。

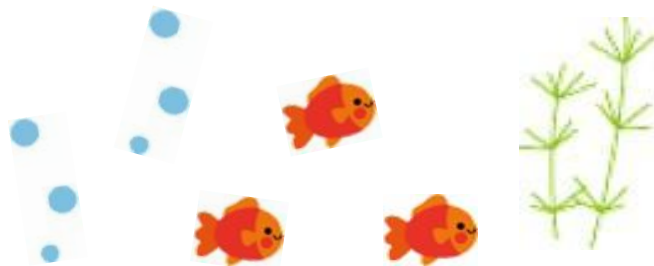
今回の改正により住宅街などの狭い道路における速度制限が厳しくなるので、一層の安全運転を心掛ける必要があります。

給与収入と年金収入がある場合は

給与収入がある場合は給与所得控除額、公的年金収入がある場合は公的年金等控除額を受けることができます。

給与収入と公的年金収入の両方がある場合でも給与所得控除額と公的年金等控除額をそれぞれ適用できますが、令和8年度税制改正により控除の合計額に上限が設けられることになりました。

令和9年分から給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が280万円を超える場合、その超える金額を公的年金等控除額から差し引きます。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <https://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 314

発行：2026年
8月3日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717

FAX：0836-33-6753

Mail：info@ubc-net.com

URL：https://ubc-net.com

所属：（一財）総合福祉研究会

（一社）全国地域医業研究会

総合福祉

日本の総人口は前回から309万人減り1億2,305万人に ～社人研の推計人口からも21万人少ない結果となりました～

総務省が5月29日に公表した2025年の国勢調査の速報値によると、日本の総人口(外国人を含みます。)は1億2,304万9,524人と、前回(2020年)の調査から309万6,575人(2.45%)減少しました。前回の減少数が94万8,646人(0.75%)、前々回が96万2,607人(0.75%)だったのに比べると減少幅が大幅に拡大し、最も人口が多かった2010年調査の1億2,805万7,352人と比較してすると500万7,828人(3.91%)減少しました。

前回調査からの増減数を都道府県別にみると、東京都が19万8,621人(1.41%)、沖縄県が740人(0.05%)増加しましたが、それ以外の45道府県では前回より少なくなっています。前回調査で増加していた埼玉、千葉、神奈川、愛知、滋賀、福岡の各県も減少に転じました。

市町村別に見ると、全国1,892市区町村(東京都特別区と各政令都市は各区を1単位として集計)のうち前回よりも増えた市区町村は243市区町村でその増加数は75万5,791人、減少した市区町村は1,649市区町村で減少数は385万2,366人でした。岩手、秋田、山形、栃木、新潟、福井、静岡、鳥取、山口、香川、愛媛、高知、大分、宮崎の14県では人口が増加した市区町村は有りませんでした。

2020年の国勢調査の確定数を基礎として国立社会保障・人口問題研究所が令和5(2023)年に推計した「日本の将来推計人口」及び「地域別将来推計人口」の2025年推計値と比較すると、全国では推計値よりも21万2,924人少なくなりました。都道府県で見ると、推計よりも多かったのは大阪府の8万8,376人、東京都の4万7,305人、兵庫県の1万4,250人など9都府県で、少なかったのは静岡県△4万1,664人、埼玉県△2万9,242人、岡山県△2万3,537人など38道府県でした。今回(2025年)の国勢調査の結果を踏まえた新たな将来推計人口の公表が待たれます。(総合福祉研究会)

介護保険事務の広域化について ～財政制度等審議会財政制度分科会の議論から～

財務省の財政制度等審議会財政制度分科会では、毎年、社会保障制度等の見直しが議論されています。本年度においても、介護保険制度について、今後の主な改革の方向性として、「高齢化・人口減少下での負担の公平化」、「担い手の確保」、「給付の効率化・適正化」が挙げられています。それぞれに具体的な議論がされていますが、「給付の効率化・適正化」では、①住宅型有料老人ホームにおける介護報酬の適正化、②インセンティブ交付金の在り方の見直し、③介護保険事務の広域化・都道府県の役割強化、④軽度者に対する生活援助サービス等の地域支援事業への移行、⑤人口減少地域におけるサービス提供体制の構築が取り上げられました。このうち「介護保険事務の広域化・都道府県の役割強化」についてご紹介します。

現在は市町村が介護保険事務を実施していますが、医師、看護師、保健師、介護福祉士など介護認定審査会の委員の確保が困難であることや、介護給付費の適正化のための専門知識を有する人材が不足し、事業者への指導のノウハウが蓄積されないといった課題があります。これら諸々の事務を広域で取り組むことにより、委員や専門知識を有する人材の安定的な確保及びノウハウの蓄積が可能となります。さらに、地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護の連携を進めるうえでも、広域的な取り組みが必要です。

今後も進む人口減少社会では、市町村単独での制度運営では限界があり、広域化・共同化・DX等を組み合わせた抜本的な再編をすべきというのが、分科会の基本的な方向性と考えられ、この方向性は社会福祉法人の経営や社会福祉協議会の在り方にも影響すると考えます。(総合福祉研究会)

成年後見制度に関して民法改正

～「終わらない後見」等が見直されました～

認知症や知的障害などで判断能力が十分でない人らを支援する成年後見制度を見直す改正民法が、6月17日に参院本会議で可決、成立しました。認知症やMC I（軽度認知障害）の急増と高齢者の金融資産が増大するなど制度の必要性が増す一方で、現行制度は「終わらない後見、広すぎる権限、本人意思の軽視」など、その硬直性が指摘され、制度利用者は約26万人にとどまっています。また国連障害者権利条約においても、「意思決定を代行する制度の廃止を含む民法改正」が勧告されていました。

現行制度では判断能力の程度に応じて3類型（後見・保佐・補助）が存在していますが、改正後は最も軽い類型の「補助」に一本化され、本人の自己決定を最大限尊重する方向で、必要な行為だけに代理権・同意権を個別付与するオーダーメイド型支援へ転換されます。

また一度利用を始めると判断能力が回復しない限りやめられない「終身制」が廃止されます。後見人の交代も容易となり、また法定後見と任意後見の併存も可能となります。

今後は制度の利用終了後を見据えて、補助人は、家族・親族、ケアマネジャーだけではなく、医師や看護師等も含めた「チーム支援」を通じて、本人の現在や近い将来の課題等を聞き取り分析し、チーム内で認識共有を深めていく必要があります（参考資料の図表参照）。

制度利用の終了が前提となると、終了後の受け皿が必要となります。社会福祉法人、特に地域の社会福祉協議会においては、福祉サービス等の利用手続きや日常的な金銭管理等、「日常生活自立支援事業」の拡充が求められることとなるでしょう。（総合福祉研究会）

認知症の行方不明者は1.7万人

～所在確認の半数近くが民間通報きっかけ～

警察庁が6月25日に公表した「令和7年における行方不明者届受理等の状況」によると、令和7（2025）年の行方不明者数は8万486人（前年比2,077人減少）で、令和5年の9万144人から2年連続で減少したものの、依然として高い水準で推移しています。男女別では、男性が5万918人（構成比63.3%）、女性が2万9,568人（同36.7%）と、男性の割合の方が高い傾向が続いています。年齢層別では、10歳代の行方不明者数が3年連続で最も多く、80歳以上が20歳代を超えて2位になりました。

認知症やその疑いがあり、徘徊などで行方不明になったとして去年届け出があったのは1万7,345人で、前の年から700人あまり減ったものの、依然として高止まりした状態が続いています。男女別では、男性が9,715人（構成比56.0%）、女性が7,630人（同44.0%）であり、ここでも男性の割合が高く推移しています。

令和7年中に所在確認・死亡確認された認知症行方不明者のうち、94.8%（16,729人中15,856人）が受理から3日以内に所在確認されています。受理から15日以降は死亡確認の割合の方が高くなるため、早期の発見が重要です。なおGPS機器等の活用により所在確認がなされた認知症行方不明者の84.9%（139人中118人）が受理当日に所在確認されており、迅速・的確な発見をする上でGPS機器等の有効性が示されています。

また、所在確認等がなされた認知症行方不明者のうち約半数が民間通報を端緒に発見されており、関係行政機関等との間で構築している発見・保護のためのネットワーク等と連携し、迅速・多角的な発見活動を早期に展開することが必要であるとされています。（総合福祉研究会）

◆図表 2026年の民法改正による成年後見制度の新旧比較表

区分	現行制度	新制度
制度類型	後見・保佐・補助の3類型。判断能力の程度で区分。	類型を廃止し、「補助」へ一本化。必要な権限を個別付与するオーダーメイド型へ。
権限の付与方式	類型ごとに包括的な代理権・同意権・取消権が付与される。（例：後見は包括代理）	行為ごとに代理権・同意権を個別付与。「特定補助」で細かい調整が可能。包括代理は原則廃止。
取消権	後見・保佐では広範囲に取消可能。本人の自己決定が制限されやすい。	取消権は必要な行為に限定して付与。本人の意思決定を最大限尊重。
後見人の選任	原則として家族等が優先されるが、実務では専門職後見人が多い。	本人の意思・希望をより重視。交代も柔軟化し、本人利益を基準に判断。
終了要件	判断能力が回復しない限り終了困難。遺産分割目的で開始しても「終了できない後見」が発生。	目的達成後の終了が可能。家庭裁判所が「必要性の消滅」を認めれば終了できる。
後見人の交代	不正行為など重大な理由がないと交代困難。	本人の利益のために必要なら交代可能。柔軟性が大幅に向上。
本人意思の扱い	法文上は「本人の利益」が中心で、意思尊重は弱い。実務では後見人判断が優越しがち。	本人の意思・選好の尊重が法文上明記。意思決定支援の理念を制度の中心に据える。
任意後見との関係	任意後見契約の変更ができず、法定後見と併存不可。	契約変更が可能に。法定後見との併存も認められ、柔軟な設計が可能。
鑑定の扱い	精神鑑定が広く求められ、負担が大きい。	鑑定の対象を縮小。必要性が高い場合に限定。
保全処分	補助開始前の一時的な保全措置が不十分。	補助事務審判中の一時停止制度を新設。財産保護が迅速に可能。

資料：総福研事務局作成

